

「大韓民国」向け輸出貿易管理に係る取扱いについて

今般の輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域から「大韓民国」を除外する改正が8月28日から施行されます。

本改正に伴い、以下に掲げる安全保障貿易管理上の取扱いに変更が生じることとなりますので、当該地域への輸出又は技術の提供を行う場合には十分ご注意願います。

1. 貨物の輸出

- (1) 特例関係(輸出令別表第1の16項の中欄に掲げる貨物(キャッチオール制度)の取扱いを含む。)

イ 仮陸揚げ貨物関係

当該地域を仕向地とする貨物であって、我が国を経由する(本邦の港において積卸し、積戻しを行う)貨物(輸出令別表第1の2から16までの項の中欄に掲げる貨物に限る。)の輸出について、当該貨物が核兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵(以下「開発等」という。)に用いられるおそれがある場合には、輸出許可が必要となります。【輸出令第4条第1項第1号、仮陸揚げおそれ省令(平成18年 経済産業省令第102号)参照】

ロ キャッチオール関係

① 大量破壊兵器等に係るキャッチオール規制

当該地域を仕向地とする貨物(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に限る。)の輸出について、当該貨物が核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には、輸出許可が必要となります。【輸出令第4条第1項第3号イ及びロ、核兵器等開発等省令(平成13年 経済産業省令第249号)参照】

② 通常兵器に係るキャッチオール規制

当該地域を仕向地とする貨物(輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に限る。)の輸出について、経済産業大臣から当該貨物が通常兵器(輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物)の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある旨の通知があった場合には、輸出許可が必要となります。【輸出令第4条第1項第3号二参照】

ハ 少額特例関係

輸出貨物(輸出令別表第1の5から13までの項又は15の項の中欄に掲げる貨物に限る。)の総価額が一定の金額以下の貨物であっても、当該貨物が核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合又は経済産業大臣から通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある旨の通知があった場合には、輸出許可が必要となります。【輸出令第4条第1項第4号参照】

- (2) 包括許可関係(詳細については、「「包括許可要領」等の一部を改正する通達について」(令和元年8月7日付け輸出注意事項2019第35号)をご参照ください。)

イ 一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可

既を取得している一般包括許可証であっても、8月28日以降、当該地域を仕向地とする輸出について、一般包括許可証を使用して輸出することができなくなります。

ロ 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可

当該地域を仕向地とする適用範囲の変更はないため、従来どおり、特別一般包括許可証の使用が可能です。ただし、輸出令別表第3の範囲に変更が生じることに伴い、以下のとおり、許可条件の一部に変更が生じますので、ご注意ください。【包括許可取扱要領別表3(7)参照】

- (i) その他の軍事用途に用いられる(利用される)場合、核兵器等の開発等に用いられる(利用される)おそれがある場合は、その輸出又は取引について包括許可が失効します。
- (ii) その他の軍事用途に用いられる(利用される)疑いがある場合は、輸出又は取引に先立ち届出が必要になります。
- (iii) 輸出される貨物(提供される技術)の需要者(利用する者)が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関である場合は、輸出又は取引に先立ち届出が必要になります。

ハ 特別返品等包括輸出・役務取引許可

既を取得している特別返品等包括許可証であっても、8月28日以降、当該地域を仕向地とする輸出について、特別返品等包括許可証を使用して輸出することができなくなります。

2. 技術の提供・仲介貿易

(1) 外国間の貨物の移動を伴う取引

貨物(輸出令別表第1の2から16までの項の中欄に掲げる貨物に限る。)の仕出地又は仕向地のいずれか一方が、「大韓民国」である場合であって、当該貨

物が核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には、仲介貿易取引許可が必要となります。【外国為替令第17条第3項第2号イ及びロ、仲介貿易おそれ省令(平成18年 経済産業省令第101号)参照】

(2) 特例関係(外国為替令別表の16の項の中欄に掲げる技術(キャッチオール制度)の取扱いを含む。)

イ 技術仲介

外国において提供を受けた技術(外為令別表の2から16までの項の中欄に掲げる技術に限る。)が本邦を経由せずに「大韓民国」で又は「大韓民国」の非居住者(大韓民国に居所又は住所を有する者)に提供する取引であって、当該技術が核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には、仲介役務取引許可が必要となります。【貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第6号イ及びロ(平成10年 経済産業省令第8号)、核兵器等開発等告示(平成13年 経済産業省告示第759号)】

ロ キャッチオール関係(技術)

① 大量破壊兵器等に係るキャッチオール規制

当該地域で又は当該地域の非居住者に技術(外為令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に限る。)を提供する取引について、当該技術が核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には、役務取引許可が必要となります。【貿易関係貿易外取引に関する省令第9条第2項第7号イ又はロ(平成10年 経済産業省令第8号)、核兵器等開発等告示(平成13年 経済産業省告示第759号)参照】

② 通常兵器に係るキャッチオール規制

当該地域で又は当該地域の非居住者に技術(外為令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に限る。)を提供する取引について、当該技術が通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある旨の通知があった場合には、役務取引許可が必要となります。【貿易関係貿易外取引に関する省令第9条第2項第7号ニ(平成10年 経済産業省令第8号)、通常兵器開発等告示(平成20年 経済産業省告示第187号)参照】

ハ 市販プログラム関係(技術)

提供される技術(外為令別表中欄に掲げるプログラムに限る。)のうち、市販等により提供される一部のプログラムであっても、当該技術が核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合又は経済産業大臣から通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがある旨の通知があった場合には、役務取引許可が必要となります。【貿易関係貿易外取引に関する省令第9条第2項第14号(平成10年 経済産業省令第8号)参照】

(3) 包括許可関係(技術)

1. (2)と同趣旨の変更がありますので、ご注意ください。

3. その他

「輸出管理に関する内部管理規程」(CP)を作成している者であって、経済産業省に届出していただいている者は、本改正に伴い必要に応じ内部規程の見直しを行い、内容の変更を行った場合には、「輸出管理内部規程の届出等について」(平成 17・02・23 貿局第6号)2の規定に基づき、輸出管理内部規程の内容変更の届出が必要となります。

以 上